

C

令和 5 年

第 3 回 市議会定例会

議案の説明資料

## 議 案 件 目

|           |                                                                   |    |
|-----------|-------------------------------------------------------------------|----|
| 第 99 号議案  | 浜松市職員の給与に関する条例等の一部改正について                                          | 3  |
| 第 100 号議案 | 浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について                                       | 4  |
| 第 101 号議案 | 浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について                                        | 5  |
| 第 102 号議案 | 浜松市旅館業法施行条例の一部改正について                                              | 8  |
| 第 103 号議案 | 浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正について                             | 9  |
| 第 104 号議案 | 浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について                                     | 10 |
| 第 105 号議案 | 浜名湖競艇企業団規約の変更について                                                 | 11 |
| 第 106 号議案 | 物品購入契約締結について<br>(災害対応特殊化学消防ポンプ自動車(Ⅱ型CAF S) 1台)                    | 12 |
| 第 107 号議案 | 物品購入契約締結について<br>(災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I型CAF S) 1台)                   | 13 |
| 第 108 号議案 | 物品購入契約締結について<br>(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(I-B型CAF S) 1台)                 | 14 |
| 第 109 号議案 | から 第 111 号議案 まで<br>市道路線認定、市道路線廃止、市道路線変更について                       | 15 |
| 第 112 号議案 | 令和4年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について                                     | 16 |
| 第 113 号議案 | 令和4年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について                                    | 17 |
| 認 第 1 号   | から 認 第 3 号 まで<br>令和4年度公営企業会計決算書における決算報告書の決算額と<br>財務諸表の決算額との差異について | 18 |

浜松市職員の給与に関する条例等の一部改正について

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の改正に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の名称変更を行うほか、所要の整備を行うものです。

(改正内容)

次に掲げる条例中の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当へ名称変更を行うほか、新型インフルエンザ等対策特別措置法の引用箇所の改正を行うものです。

- 1 浜松市職員の給与に関する条例（昭和 31 年浜松市条例第 38 号）
- 2 浜松市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例  
（平成 16 年浜松市条例第 29 号）
- 3 浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例  
（昭和 41 年浜松市条例第 53 号）
- 4 浜松市教育職員の給与に関する条例（平成 29 年浜松市条例第 34 号）

(施行期日等)

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 14 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するものです。

この条例の施行に関し必要な経過措置は、任命権者が定めるものです。

(第 100 号議案の説明資料)

人事課

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(提案理由)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置付けが、5類感染症に変更となったことに伴う国の取扱いに準じて、新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当を廃止するものです。

(改正内容)

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例附則第5項から第7項までに規定している新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当に関する規定を削るものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日の翌日から施行するものです。

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

浜松医療センターについて、令和 6 年 1 月の新病院棟の開院に伴い、病室機能及び入院環境が向上することから、特別室使用料を改定するものです。

また、浜松医療センターの出産に関する利用料金について、近隣病院の料金状況を踏まえた改定を行うほか、料金の別表の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 特別室使用料の改定

浜松医療センターの特室の利用料金の改定を行うとともに、新たに 1 人室の利用料金を設定し、名称を整理するものです。

(1) 特室の利用料金の改定

改正前

| 種別 | 単位 | 金額      |
|----|----|---------|
| 特室 | 1日 | 16,500円 |

改正後

| 種別 | 単位 | 金額      |
|----|----|---------|
| 特室 | 1日 | 33,000円 |

(2) 1 人室の利用料金の設定及び名称の整理

改正前

| 種別   | 単位 | 金額      |
|------|----|---------|
|      |    |         |
| 1人室A | 1日 | 12,100円 |
|      |    |         |
| 1人室B | 1日 | 9,900円  |
|      |    |         |
| 1人室C | 1日 | 7,700円  |
| 1人室D | 1日 | 5,500円  |
| 1人室E | 1日 | 4,400円  |

改正後

| 種別   | 単位 | 金額      |
|------|----|---------|
| 1人室A | 1日 | 13,200円 |
| 1人室B | 1日 | 12,100円 |
| 1人室C | 1日 | 11,000円 |
| 1人室D | 1日 | 9,900円  |
| 1人室E | 1日 | 8,800円  |
| 1人室F | 1日 | 7,700円  |
| 1人室G | 1日 | 5,500円  |
| 1人室H | 1日 | 4,400円  |

## 2 出産に関する利用料金の改定

浜松医療センターの出産に関する利用料金の見直しを行うとともに、区分の整理を行うものです。

見直しにより平均的な入院期間における出産費用の概算金額は、正常分娩の場合は約79,000円の引き下げ、帝王切開の場合は約146,000円の引き上げとなります。

### (1) 出産に関する利用料金の見直し

分娩料を引き上げるとともに、時間外加算及び深夜加算について同一料金とするものです。また、自費診療報酬1点15円の利用料金を、分娩時の入院料については1日あたりの定額制へ変更するとともに、分娩に関する手術・検査・処置等については1点10円とし単価を引き下げるものです。

### (2) 出産に関する利用料金の区分の見直し

分娩料、産褥処置料、胞衣処置料及び育児指導料を統合し、分娩介助料に名称変更するものです。

### (3) 料金の別表の整理

新生児介補料及び先天性代謝異常検査料について、実費を基準として市長が定める使用料等に変更するため、条例から削除するものです。

#### 改正前

| 種別         | 単位 | 金額       |
|------------|----|----------|
| 分娩料        | 1回 | 180,000円 |
| 時間外加算      | 1回 | 18,000円  |
| 深夜加算       | 1回 | 36,000円  |
| 自費診療報酬     | 1点 | 15円      |
| 産褥処置料      | 1件 | 5,000円   |
| 胞衣処置料      | 1回 | 1,500円   |
| 育児指導料      | 1回 | 2,000円   |
| 新生児介補料     | 1日 | 6,000円   |
| 先天性代謝異常検査料 | 1回 | 3,300円   |

#### 改正後

| 種別                         | 単位       | 金額       |
|----------------------------|----------|----------|
| 分娩介助料                      | 1回       | 320,000円 |
| 時間外加算                      | 1回       | 30,000円  |
| 深夜加算                       | 1回       | 30,000円  |
| 分娩時入院料                     | 1日       | 20,000円  |
| 自費診療報酬                     | 分娩に関するもの | 10円      |
|                            | 上記以外のもの  | 15円      |
| (削除) 分娩介助料に含む              |          |          |
| (削除) 分娩介助料に含む              |          |          |
| (削除) 分娩介助料に含む              |          |          |
| (削除) 実費を基準として市長が定める使用料等に変更 |          |          |
| (削除) 実費を基準として市長が定める使用料等に変更 |          |          |

【参考】

出産に関する利用料金の改定による影響額（平均的な入院期間における概算金額）

| 区分             | 金額       |          |           |
|----------------|----------|----------|-----------|
|                | 改正前      | 改正後      | 影響額       |
| 正常分娩           | 636,000円 | 557,000円 | △ 79,000円 |
| 帝王切開（一部保険診療適用） | 452,000円 | 598,000円 | 146,000円  |

※正常分娩6日間入院、帝王切開8日間入院（室料は含まない）の場合の金額。  
 実際の金額は、分娩時間、入院日数、治療の有無により変動する。  
 出産に関しては、出産育児一時金が支給されるとともに、帝王切開の場合は高額療養費制度が活用できる場合がある。

3 実費を基準として市長が定める使用料等の整理

条例別表で定める以下の項目について、実費を基準として市長が定める使用料等に  
 変更するため、条例から削除するものです。

| 種別                             | 単位          | 金額      |
|--------------------------------|-------------|---------|
| 死体検案料                          | 1件          | 38,500円 |
| 死後処置料                          | 1件          | 7,700円  |
| 新生児介補料                         | 1日          | 6,000円  |
| 先天性代謝異常検査料                     | 1回          | 3,300円  |
| 病衣使用料                          | 1日          | 110円    |
| 付添寝具使用料                        | 1日          | 330円    |
| 診察券再発行料                        | 1枚          | 220円    |
| 人間ドック料（浜松市国民健康保険<br>佐久間病院に限る。） | 1日          | 37,510円 |
| 自動車使用料（浜松市国民健康保険<br>佐久間病院に限る。） | 10km以下      | 330円    |
|                                | 10km超20km以下 | 440円    |
|                                | 20km超40km以下 | 550円    |
|                                | 40km超       | 660円    |
| 付添食事料（浜松市国民健康保険佐<br>久間病院に限る。）  | 1食          | 朝330円   |
|                                |             | 昼550円   |
|                                |             | 夕550円   |

※新生児介補料、先天性代謝異常検査料は再掲。

（施行期日）

この条例は、令和6年1月1日から施行するものです。

(第 102 号議案の説明資料)

生活衛生課

### 浜松市旅館業法施行条例の一部改正について

(提案理由)

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 2 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、旅館業の譲渡に関する規定を追加するほか、引用条項の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

条例第 4 条第 1 項及び第 5 条中、「(法第 3 条の 2 第 2 項及び第 3 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。)」を「(法第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。)」に、第 7 条中、「法第 5 条第 3 号」を「法第 5 条第 1 項第 4 号」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、改正法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するものです。

(第 103 号議案の説明資料)

カーボンニュートラル推進事業本部

浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正について

(提案理由)

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 4 6 号）の施行に伴い、条例の条文中にて引用している法律の題名が改正されたため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

条例の条文中にて引用している「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」について、「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」に法律名が改正されたため、条文の一部改正をするものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

(第 104 号議案の説明資料)

教職員課

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(提案理由)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）における新型コロナウイルス感染症の位置付けが、5 類感染症に変更となったことに伴う国の取扱いに準じて、新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当を廃止するものです。

(改正内容)

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例附則第 2 項から第 4 項までに規定している新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当に関する規定を削るものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日の翌日から施行するものです。

(第 105 号議案の説明資料)

産業振興課

浜名湖競艇企業団規約の変更について

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による協議を行い、浜名湖競艇企業団規約を変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決が必要となることから、提案するものです。

(改正内容)

「浜名湖競艇企業団」を「浜名湖ボートレース企業団」に改めるものです。

(施行期日)

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

(第106号議案の説明資料)

警防課

物品購入契約締結について（災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型C A F S）  
1台）

(提案理由)

北消防署本署に配備されている化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型）を更新するため、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型C A F S）1台の物品購入契約を締結するものです。

| 品 名                               | 概 要                                                                                                       | 契 約 金 額     | 契 約 方 法                    | 契 約 者 住 所 氏 名                                         |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----------------------------|-------------------------------------------------------|
| 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型C A F S）<br>1台 | ・シャシ<br>5.5トン級<br>ダブルキャビン付<br>消防専用シャシ<br>・水槽<br>1,300リットル<br>・化学泡消火装置付<br>・特殊ぎ装<br>圧縮空気泡消火装置<br>(C A F S) | 72,820,000円 | 特定調達<br>契 約<br>一般競争<br>入 札 | 浜松市西区<br>馬郡町1893番地の1<br>静岡森田ポンプ株式会社<br>代表取締役<br>中村 朋行 |

(第107号議案の説明資料)

警防課

物品購入契約締結について(災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I型CAFS)  
1台)

(提案理由)

天竜消防署佐久間出張所に配備されている水槽付き消防ポンプ自動車(I-A型)を  
更新するため、災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I型CAFS)1台の物品購入  
契約を締結するものです。

| 品名                                              | 概要                                                                                    | 契約金額        | 契約方法                     | 契約者住所氏名                                               |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------------------|-------------------------------------------------------|
| 災害対応特<br>殊消防ポン<br>プ自動車<br>(CD-I型<br>CAFS)<br>1台 | ・シャシ<br>3トン級<br>ダブルキャビン付<br>消防専用シャシ<br>・水槽<br>600リットル<br>・特殊ぎ装<br>圧縮空気泡消火装置<br>(CAFS) | 51,150,000円 | 特定調達<br>契約<br>一般競争<br>入札 | 浜松市西区<br>馬郡町1893番地の1<br>静岡森田ポンプ株式会社<br>代表取締役<br>中村 朋行 |

(第108号議案の説明資料)

警防課

物品購入契約締結について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B型C A F S）1台）

(提案理由)

西消防署庄内出張所に配備されている水槽付き消防ポンプ自動車（I-B型）を更新するため、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B型C A F S）1台の物品購入契約を締結するものです。

| 品 名                              | 概 要                                                                                          | 契 約 金 額     | 契 約 方 法                       | 契 約 者 住 所 氏 名                                         |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B型C A F S）1台 | ・シャシ<br>5.5トン級<br>ダブルキャビン付<br>消防専用シャシ<br>・水槽<br>1,500リットル<br>・特殊ぎ装<br>圧縮空気泡消火装置<br>（C A F S） | 68,860,000円 | 特定調達<br>契 約<br>一 般 競 争<br>入 札 | 浜松市西区<br>馬郡町1893番地の1<br>静岡森田ポンプ株式会社<br>代表取締役<br>中村 朋行 |

(第 109 号議案、第 110 号議案、第 111 号議案の説明資料)

道路保全課

市道路線認定、市道路線廃止、市道路線変更について

(提案理由)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条（市町村道の意義及びその路線の認定）及び同法第 10 条（路線の廃止又は変更）の規定に基づき、市道の認定・廃止・変更を行うため提案するものであります。

(提案内容)

市道路線の認定・廃止・変更 (延長単位：m)

|    | 路線数 | 実延長     |
|----|-----|---------|
| 認定 | 8   | 451.83  |
| 廃止 | △1  | △100.50 |
| 変更 | (3) | △5.99   |
| 計  | 7   | 345.34  |

△印はマイナス分、()内は路線数の増減に反映しない路線

令和 5 年度全市域市道道路状況 (延長単位：m)

|                | 路線数    | 実延長          |
|----------------|--------|--------------|
| 令和 5 年 4 月 1 日 | 23,735 | 7,574,945.02 |
| 認定・廃止・変更後      | 23,742 | 7,575,290.36 |

区別路線数及び実延長 (延長単位：m)

|     | 令和 5 年 4 月 1 日 |              | 認定・廃止・変更後 |              |
|-----|----------------|--------------|-----------|--------------|
|     | 路線数            | 実延長          | 路線数       | 実延長          |
| 中 区 | 3,633          | 888,759.74   | 3,636     | 888,865.72   |
| 東 区 | 2,956          | 817,927.24   | 2,957     | 817,975.19   |
| 西 区 | 4,443          | 1,239,932.60 | 4,442     | 1,239,832.10 |
| 南 区 | 2,584          | 772,961.24   | 2,586     | 773,116.21   |
| 北 区 | 4,521          | 1,749,542.02 | 4,521     | 1,749,542.02 |
| 浜北区 | 3,269          | 856,716.69   | 3,271     | 856,853.63   |
| 天竜区 | 2,476          | 1,249,105.49 | 2,476     | 1,249,105.49 |

令和 4 年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について

(提案理由)

令和 4 年度浜松市病院事業会計決算（医療センター）に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、提案するものです。

\* 地方公営企業法（抄）

（剰余金の処分等）

第 32 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て行わなければならない。

\* 地方公営企業法施行令（抄）

（特定目的の積立金）

第 24 条 法第 32 条第 2 項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

(未処分利益剰余金の処分内容)

令和 4 年度浜松市病院事業会計決算（医療センター）に伴う未処分利益剰余金 5,754,011,776 円のうち 370,000,000 円を減債積立金に、50,000,000 円を資産管理積立金にそれぞれ積立て、残余 5,334,011,776 円を翌年度に繰り越すものです。

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 1 当年度未処分利益剰余金 | 5,754,011,776 円 |
| 2 利益剰余金処分量    | 420,000,000 円   |
| (1) 減債積立金     | 370,000,000 円   |
| (2) 資産管理積立金   | 50,000,000 円    |
| 3 翌年度繰越利益剰余金  | 5,334,011,776 円 |

令和 4 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(提案理由)

令和 4 年度浜松市下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、提案するものです。

(未処分利益剰余金の処分内容)

令和 4 年度浜松市下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金 4,239,034,475 円のうち 2,090,000,000 円を減債積立金に積立て、2,140,000,000 円を資本金に組入れ、残余 9,034,475 円を翌年度に繰り越すものです。

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 1 当年度未処分利益剰余金 | 4,239,034,475 円 |
| 2 利益剰余金処分量    | 4,230,000,000 円 |
| (1) 減債積立金     | 2,090,000,000 円 |
| (2) 資本金       | 2,140,000,000 円 |
| 3 翌年度繰越利益剰余金  | 9,034,475 円     |

(認第1号から認第3号までの参考資料)

病 院 管 理 課  
佐 久 間 病 院  
上 下 水 道 総 務 課

令和4年度公営企業会計決算書における決算報告書の決算額と財務諸表の  
決算額との差異について

公営企業会計の決算書のうち、決算報告書は、予算に対する決算額を示すため、消費税を含めた執行額を記載しております。また、財務諸表は、企業の経営成績や財産状況を明確にするため、消費税を除いた執行額を記載しています。

従って、決算報告書の決算額と財務諸表の決算額については、消費税分について差異が生じることとなります。

各企業の決算報告書の決算額と財務諸表の決算額における消費税分の差異の内容は、次のとおりです。

(認第1号) 病院事業会計

[収入] 決算報告書の第1款医療センター事業収益 4,442,705,491 円と、収益費用明細書の第1款医療センター事業収益 3,641,932,149 円との差額 800,773,342 円は、預り消費税及び地方消費税 81,404,160 円、消費税還付金 719,369,182 円であります。

決算報告書の第2款リハビリ病院事業収益 4,173,104,736 円と、収益費用明細書の第2款リハビリ病院事業収益 4,162,423,982 円との差額 10,680,754 円は、預り消費税及び地方消費税 10,680,754 円であります。

決算報告書の第3款佐久間病院事業収益 1,093,930,607 円と、収益費用明細書の第3款佐久間病院事業収益 1,090,550,429 円との差額 3,380,178 円は、預り消費税及び地方消費税 3,380,178 円であります。

[支出] 決算報告書の第1款医療センター事業費用 3,229,384,916 円と、収益費用明細書の第1款医療センター事業費用 3,220,442,734 円との差額 8,942,182 円は、仮払消費税及び地方消費税 10,968,584 円から医業外費用に計上した控除対象外消費税 2,026,402 円を減じた額であります。

決算報告書の第2款リハビリ病院事業費用 4,108,312,037 円と、収益費用明細書の第2款リハビリ病院事業費用 4,097,631,283 円との差額 10,680,754 円は、

仮払消費税及び地方消費税 296,377 円から医業外費用に計上した控除対象外消費税 1,650,786 円を減じ、消費税納税額 12,035,163 円を加えた額であります。

決算報告書の第 3 款佐久間病院事業費用 1,184,521,005 円と、収益費用明細書の第 3 款佐久間病院事業費用 1,181,140,827 円との差額 3,380,178 円は、仮払消費税及び地方消費税 29,456,983 円から医業外費用に計上した控除対象外消費税 28,201,448 円を減じ、消費税納税額 2,124,643 円を加えた額であります。

(認第 2 号) 水道事業会計

[収入] 決算報告書の第 1 款水道事業収益 12,729,981,952 円と、収益費用明細書の第 1 款水道事業収益 11,641,380,553 円との差額 1,088,601,399 円は、預り消費税及び地方消費税 1,012,303,291 円から不納欠損等に係る消費税 594,092 円を減じ、消費税還付金 76,892,200 円を加えた額であります。

[支出] 決算報告書の第 1 款水道事業費用 12,387,089,939 円と、収益費用明細書の第 1 款水道事業費用 11,855,838,250 円との差額 531,251,689 円は、仮払消費税及び地方消費税 523,179,512 円から営業外費用に計上した消費税及び地方消費税雑支出 55,943,423 円を減じ、消費税納税額 64,015,600 円を加えた額であります。

(認第 3 号) 下水道事業会計

[収入] 決算報告書の第 1 款下水道事業収益 21,061,130,137 円と、収益費用明細書の第 1 款下水道事業収益 20,103,773,416 円との差額 957,356,721 円は、預り消費税及び地方消費税 958,051,425 円から不納欠損等に係る消費税 694,704 円を減じた額であります。

[支出] 決算報告書の第 1 款下水道事業費用 18,629,327,739 円と、収益費用明細書の第 1 款下水道事業費用 18,007,571,769 円との差額 621,755,970 円は、仮払消費税及び地方消費税 270,338,482 円から営業外費用に計上した消費税及び地方消費税雑支出 66,791,512 円を減じ、消費税納税額 418,209,000 円を加えた額であります。